

令和7年8月20日発行

I 「訪問介護等サービス提供体制確保（経営改善）支援事業」 オンライン説明会について

長野県では、県内に所在する「訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護（訪問介護等）」のいずれかの指定を受けた介護サービス事業者を対象に、「経営基盤の支援」、「経営状況の改善への支援」、「公的支援制度等の活用への支援」等の内容を経営支援の専門家が支援する事業を行います。

ついては、下記の日程で事業説明会を行いますので、この機会にぜひご参加ください。

- 1 対象者 長野県内に所在する訪問介護等の事業所を運営する事業者（法人）
- 2 日時・場所 8月26日（火）13:00～13:30（オンライン）
- 3 参加費 無料
- 4 申込 オンライン説明会参加申し込みフォーム「<https://forms.office.com/e/GaXTAaYs5A>」

お申し込みは、8月25日（月）までに申込フォームよりお申込みいただくか、下記の【問合せ先】までご連絡いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】訪問介護等サービス提供体制確保（経営改善）支援事業 事務局（アデコ株式会社）

電話：050-3666-0459（直通） 電子メール：ADE.JP.kaigo-kaizen@jp.adecco.com

II 令和7年度介護テクノロジー定着支援事業の実施について

介護ロボットや ICT 機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助を通じて、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付します。

※申請を希望する方は、申請方法・事業の詳細等を長野県公式ホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/kaigotech2025.html>）よりご確認くださいようにお願いいたします。

申請受付期間：令和7年8月15日（金）～令和7年9月25日（木）

1. 補助金の額（補助要件を満たす必要がありますので必ず交付要綱をご確認ください。）

（1）介護ロボット等

対象機器等	補助限度額	補助率
・ 移乗支援（装着型・非装着型） ・ 入浴支援 ・ その他で示す機器	1 機器につき 100 万円	3/4
・ 上記以外の機器	1 機器につき 30 万円	3/4

※ 1事業所当たりの補助限度額は500万円とする。

（2）ICT（介護ソフト）等

職員数	補助限度額	補助率
1名以上10名以下	100万円	3/4
11名以上20名以下	150万円	3/4
21名以上30名以下	200万円	3/4
31名以上	250万円	3/4

（3）介護テクノロジーのパッケージ型導入

対象機器等	補助限度額	補助率
・（1）及び（2）の対象経費に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせる場合に必要経費 ・ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備するための経費	1事業所につき1,000万円	3/4

※長野県介護テクノロジー定着支援事業補助金交付要綱は長野県公式ホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/kaigotech2025.html>）に掲載されています。

2. 補助金額算定方法

上記表中（1）から（3）で定める補助限度額と対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額のいずれか低い額と、事業に要す

る経費から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、当該額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
なお、(1) から (3) により算出した額の合計額と、1 事業所ごとの基準額 1,000 万円を比較して少ない方の額を補助額とする。

3. その他留意事項

補助対象事業及び補助要件が昨年度から変更があります。申請いただいても補助要件を満たさない場合は補助対象外となりますので、交付要綱等でご確認ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

Ⅲ 令和8年1月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」（平成30年3月22日老高発 0332 第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）で示したとおり、新商品について3ヶ月に1度の頻度で全国平均貸与価格の公表や上限価格を設けることとされております。

この度、令和8年1月貸与分から適用される新商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格について、厚生労働省のホームページに掲載されましたので、以下をご参照いただき、福祉用具貸与の実施及び請求にあたり遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

掲載先 URL（厚生労働省ホームページ）

「ホーム」→「政策について」→「分野別の政策一覧」→「福祉・介護」→「介護・高齢者福祉」→「福祉用具・住宅改修」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

※本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

「ホーム」→「福祉用具貸与価格適正化推進事業（厚生労働省）」→「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表」

<https://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

Ⅳ 長野県社会福祉協議会からのご案内

～ 「長野県経営協セミナー」参加者募集 / 「ケアニン」映画上映会の開催地募集 ～

1 長野県経営協セミナー 参加者募集

物価高騰、処遇改善、人材確保など社会福祉法人を取り巻く課題が山積しているなか、社会保障・社会福祉をめぐる最新の制度動向や人材確保のトレンドを共有し、今後の社会福祉法人経営について考えます。

(1) 日 時 令和7年9月9日（火）13:45-16:25

(2) 会 場 シャトレゼホテル長野 3階「飛翔」（長野市七瀬1-1）

(3) 対象者及び参加費（定員50名）

対象者	参加費
長野県社会福祉法人経営者協議会 / 長野県社会福祉法人経営青年会の会員	無料
上記以外の社会福祉法人の役職員	5,000 円

(4) 内 容

講義① 社会福祉法人2040年には間に合う？

～昨今の社会保障・社会福祉をめぐる動向と全国経営協の取組を踏まえて～

説明者：大崎雅子 氏（全国経営協 制度・政策委員会 委員）

講義② カスタマーハラスメントから職員を守る

～社会福祉法人に求められる組織対応とトップの責任～

説明者：全国経営協事務局

(5) セミナー詳細・申込方法等について

長野県社会福祉協議会ホームページ (<https://www.nsyakyo.or.jp/2025/07/28/16209/>)

をご確認ください。

長野県社協 HP
(セミナー案内)



【問合せ先】長野県社会福祉法人経営者協議会事務局（長野県社会福祉協議会内）

TEL：026-224-3700 E-mail：keieikyo@nsyakyo.or.jp

2 「ケアニン」映画上映会の開催地募集！（介護の日関連企画）

11月11日の「介護の日」に合わせて、長野県社会福祉協議会では、福祉・介護の現場から介護職員が不足する大きな課題に向き合いながら「介護の仕事」の本質を丁寧に描いた映画「ケアニン」を上映開催する法人・事業所を募集しています。趣旨にご賛同いただき、ぜひ地域社会に向けて介護の仕事の魅力を発信しませんか？

（1）映画「ケアニン」について

つながる上映会 Navi ホームページ (<https://joueikai-navi.com/>) 作品一覧からご確認ください。

（2）開催方法

- ・開催期日は、11月中でご検討ください。
- ・映画利用料は県社協が負担します（会場料等は、原則申請者でご負担ください）。
- ・映画観賞には、地域住民も参加できるようご確認ください。
- ・開催希望及び詳細については、下記までご連絡ください。

【問合せ・申込先】 長野県社会福祉協議会 福祉人材センター TEL：026-226-7330 E-mail：jinzai@nsyakyu.or.jp

V 介護支援課で募集している事業のお知らせページ（ここみてかいご）を開設しました！

介護支援課で実施している補助金などの事業を、一覧表でご覧いただけるページを開設しました！現在受付中の事業について、申請期間や内容などをまとめていますので、ご活用ください！

（様式などの詳細情報については、各事業のページに移るリンクを用意しています。）

○掲載先 URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「介護支援課紹介」→「介護支援課で募集している事業のお知らせ（ここみてかいご）」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kokomitekaigo.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

VI 【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証の更新手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新手続申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

様式等掲載 URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/oshirase/senmonin.html>

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2025年9月1日～2025年9月30日	2025年7月11日～2025年8月10日
2025年10月1日～2025年10月31日	2025年8月11日～2025年9月10日
2025年11月1日～2025年11月30日	2025年9月11日～2025年10月10日

※令和7年（2025年）8月又は9月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、至急、介護支援課あて簡易書留で送付してください。

なお、有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。（必着）

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様を知っていただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp